

生命の南北問題

谷川昌幸

生活といのちの南北問題

1. 南北問題

北の先進国と南の途上国の間には大きな開発格差があり、それを原因とする対立や紛争が絶えないなど、深刻な「南北問題」になっている。

2. 人間開発

ここで開発格差という場合の「開発」は、英語では *develop* ないし *development* であり、これはもともと「素質・可能性などを引き出す、伸ばす、発展させる」(ランダムハウス英和大辞典) という意味であって、日本語から受ける語感よりも内発的、総合的な概念である。国連はさらに意味を明確にするためそれを「人間開発(*human development*)」とよび、こう定義している。

「人間開発とは、人が潜在能力を最大限に開発でき、自分のニーズや関心と一致した生産的で創造的な生活を送る環境を創出することである。」(『人間開発報告書 2001』p.12)

3. 人間開発指数 (HDI)

この人間開発のレベルを数値化し比較可能としたのが、人間開発指数 (HDI = *Human Development Index*) である。

「合成指数である HDI は、人間開発の 3 つの基本的側面 (寿命、知識、生活水準) を通して各国の平均的達成度を測定したものだ。この 3 つの側面を表すものとして、平均寿命、教育達成度 (成人識字率と初等・中等・高等教育就学率を加えたもの)、1 人当たり実質国内総生産の 3 つの変数がかかわっている。」(『人間開発報告書 1997』p.17)

4. いのちの格差

HDI は、問題点も指摘されているが、各国の総合的な開発レベルを比較する指標としては便利である。

表 1 は、人間開発高位国 (HDI0.800 以上、35 カ国) と低位国 (HDI0.500 未満、36 カ国) について、それぞれ平均と所属数カ国の数値を示したものである。これを見ると、先進国 (HDI 高位国) と途上国 (HDI 低位国) の差は歴然としている。

いのちについてみると、出生時平均余命でも 5 歳未満児死亡率でも、先進国と途上国の格差は著しい。日本人が出生時平均余命 81.0 歳、5 歳未満児死亡率 4 (1000 人のうち 4 人死亡) なのに対し、シエラレオネではそれぞれ 38.9 歳、316 である。驚くべき格差だ。

さらに注目すべきは、このいのちの格差が教育格差、政治格差、経済格差と連動していることである。逆にいえば、いのちの格差は、教育・政治・経済など、途上国の人々の生活全体を改善しなければ、解消しないということである。

5. 生活といのちの南北問題

いのちの格差が生活格差でもあることは、当然である。Life は、人間にとって、もともと「生活」であると同時に「いのち」でもあり、両者を分離して考えることは出来ない。データがそろっているニジェールをみると、教育の貧困（識字率 15.9%）、政治の貧困（ポリティ・スコア 4）、経済の貧困（1人当たり GDPpppUS\$746）が、生活の貧困となり、そして結局は、出生時平均余命 45.2 歳、5 歳未満児死亡率 270 という、恐るべきいのちの貧困をもたらしているのである。

このように、生命（life）の南北問題は、人々の生活といのちに注目するならば、それらの著しい南北格差の問題としてまずは立ち現れてくるのである。

表 1 HDI 高位国と低位国

	HDI（世界順位）	出生時平均余命（歳）	5歳未満児死亡率（出生1000人当たり）	成人識字率（%）	ポリティ・スコア（-10～10）	1人当たりGDP（pppUS\$）
HDI 高位国	0.918	77.4	7			24,937
ノルウェー	0.942(1)	78.5	4		10	29,918
アメリカ	0.939(6)	77.0	7		10	34,142
日本	0.933(9)	81.0	4		10	26,755
フランス	0.928(12)	78.6	4		9	24,223
HDI 低位国	0.448	52.9	154	49.7		1,251
モザンビーク	0.322(170)	39.3	200	44.0	6	854
ブルンジ	0.313(171)	40.6	190	48.0	-1	591
ニジェール	0.277(172)	45.2	270	15.9	4	746
シエラレオネ	0.275(173)	38.9	316	36.0		490

（注）調査年 = 2000 年；HDI 高位国 = 53 カ国平均，HDI 低位国 = 36 カ国平均；HDI 高位国の成人識字率は調査報告なし（99.0%で計算）；ポリティ・スコア = 制度の民主化程度の数値化，-10（絶対主義的）～10（民主的）

（出典）UNDP 『人間開発報告書 2002』

生命資源の南北問題

1. 資源としての生命

生命を巡るもう一つの南北問題は、人々の生活やいのちそのものの問題ではなく、自身自身の生命資源の処分権ないし取引権の問題である。

近年の生命科学（life science）のめざましい発達により、生命現象の解明が進み、生命の人為的操作と、その成果の広範な利用が可能になった。人間の生命も、神の領分に属する神秘的存在から、動植物の生命と同様、研究機関や企業が取得して利用し、莫大な利益を生み出すことのできる「資源」となったのである。

2. ヒトゲノムの南北問題

この資源としての人間の生命は、具体的には遺伝子と遺伝情報、つまりヒトゲノムとして存在する。

ヒトゲノムは、当事者本人や所属集団の遺伝情報を持っており、研究機関や企業はこれを分析することにより疾病の治療法や医薬などの生命関連製品の開発を行う。したがって、生命科学の研究には、様々な特性を持つヒトゲノム・サンプルが必要なのである。

ヒトゲノムは先進国からももちろん収集できるが、それよりもむしろ多様な民族が多様な環境の中に住み、しかも既知と未知の疾病の多い途上国や先住民居住地からのほうが多種多様な稀少サンプルを数多く採取できる可能性がある。ここに、資源を持つが利用技術を持たない途上国と、利用技術を持つが資源に乏しい先進国という他の自然資源と同じ形の南北問題が、人間の生命資源としてのヒトゲノムについても生じてくるのである。

3. 「ヒトゲノム宣言」と途上国

しかもその上、ヒトゲノムの場合は、他の自然資源よりも南北問題ははるかに深刻である。

ヒトゲノムは、人間人格と不可分の関係にあり、身体から取り出して利用する際、人間の尊厳への配慮が不可欠となる。この観点から定められたのが「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(1997年)であり、これが現在、ヒトゲノム研究の倫理面における世界規準となっている。

「ヒトゲノム宣言」の原則は、ヒトゲノムは「人類の遺産」(帰属)、取得利用には「当事者からの事前の、自由意志による、十分な説明を受けた上での同意」が必要(取得利用手続き)、利用目的は人類(国際社会)の利益だが、そのさい特に「開発途上国が科学的及び技術的研究の成果から利益を享受すること」に配慮(利益配分)、の3つである。

これらの3原則は、一定水準の教育と生活を保障され、人権と民主主義がある程度実現している先進国においては、運用を厳密にすれば相当有効に機能するであろう。

ところが、そうした条件が満たされていない途上国においては、これらの3原則は十分には機能しない。たとえば、近代教育を受けず、個人主義や民主主義を行動原理としてい

ない途上国の個人や集団から、「自由意志による、十分な説明を受けた上での同意」をどのようにして取得するのか？ あるアメリカ先住民（自称「純血アメリカ・インディアン」）は、こう訴えている。

「昔、先祖は郷里と法廷で闘った。武器は弓矢と条約であった。……今日、戦場は移り、実験室と特許局でわれらは闘っている。われらの武器は自覚と知識と選択だ。それを『第二のコロブス襲来』『新生命工学』『生命革命』『生命植民地主義』のいずれとよぶにせよ、それは今ここにあり、これからも長くわれらと共にあるのだ。……（ヒトゲノム研究への）協力決定の前に、次のことを是非考えてほしい。十分自覚して研究協力を始めるのか？ / 研究について本当に理解しているのか？ / 研究の短期的および長期的効果を知っているか？ / 研究の得失を比較してみたか？ / 宗教、文化、倫理観に反しないか？ / 『同意書』を本当に理解したか？ / 真実の同意を与えたか？ / 自分の血液、身体組織、毛髪などのサンプルの扱われ方を知っているか？ / 研究結果が自分と家族と仲間たちにどんな影響を与えるか知っているか？」（D. Harry & F.C. Dukepoo, *Indians, Genes and Genetics, Indigenous Peoples Coalition against Biopiracy*, 1998(www.ipcb.org,2003.9.21), pp.2-3）

結局、途上国にとって「ヒトゲノム宣言」は、「人類の遺産」と宣言することによってヒトゲノム提供を倫理的に人々に義務づけ、形式的同意によって取得利用を正当化するための、先進国にとって都合のよい国際合意にすぎないということになる。

もちろん、途上国への利益配分規定はあるが、これは努力義務である。「ヒトゲノム宣言」は単独であるのではなく、前文で明記されているように、「生物の多様性に関する条約」（1992年）や「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」（1995年）と密接不可分の関係にある。これらの「条約」や「協定」は先進国と途上国の間の激しい利害対立の中で、途上国の利益への配慮を組み込む形で締結されたものの、実際には先進国に有利な内容となっている。「ヒトゲノム宣言」は、そうした「条約」と「協定」の遵守を謳っているものであり、したがってそれが結局は先進国の利益を擁護するものであることは明らかである。

4. 生命の詐取

事実、途上国の人々や先住民は、先進国によるヒトゲノムの採取利用を「生命詐取（biopiracy）」「採血泥棒」などと呼び、激しく抗議してきた。形式的あるいは虚偽の同意によりヒトゲノムを採取し、利用利益は人類全体ではなく、特許権によりその多くを先進国が独占する。これは生命の「詐取（piracy）」だということである。

次の批判は直接的には生物多様性に関してだが、生命科学では人間も動植物も生命としては事実上区別がないので、ヒトゲノムについてもそのまま当てはまる。

「アメリカは、様々な生物への独占的権利を与えるアメリカ特許法を認めない第三世界の国々を『不公正取引』をしていると非難してきた。しかし、そのアメリカが、第三世界の遺伝資源の利用において不公正な行為をしてきたのだ。アメリカは第三世界の生物多様

性にタダ乗りし、莫大な利益を得ながら、胚原質（germ plasm）の原所有者である第三世界の国々に利益をまったく分配してこなかった。」（V. Shiva, “Biotechnological Development and the Conservation of Biodiversity,” V. Shiva & I. Moser eds., *Biopolitics*, Zed Books, 1995, p. 210）

5．生命の二つの南北問題

こうして、途上国の人々は、自分自身の生活といのちの南北問題に加えて、もう一つ、自分の所有する資源としての生命（ヒトゲノム）の南北問題に苦しめられることになる。この二つの「生命の南北問題」は、直接的には別の問題だが、もちろん基底では深く関係しており、総合的な人間開発の観点から取り組まなければ解決は難しいであろう。

【ヒト遺伝子解析時代の教育に関する基礎的研究会編『ヒト遺伝子解析時代の教育資料集』長崎大学教育学部，2004年2月，p.65-69】